



第5号様式(第11条関係)

見解書

平成26年10月6日

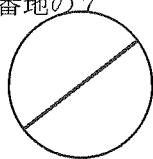
京都府知事 殿

林地開発行為予定者

住所 大阪府枚方市尊延寺4580番地の7

氏名 株式会社 スズキケンセツ

代表取締役 鈴木貞雄



京都府林地開発行為の手続きに関する条例第8条第1項の規定による見解は、下記の通りです。

記

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
別添、林地開発行為に伴う地域住民からの意見書に対する見解書参照。	左記と同じ

林地開発行為に伴う地域住民等からの意見書に対する見解書

意 見 内 容	見 解 内 容
(意見書①) <p>1、東畠地区においては過去長年に亘り、A社による区内地区の土砂採取・搬入事業に関わって、区民全員が被害を被ってきた経験を持ち、係る事業に対してはアレルギー的感情を持って阻止したい気持ちを抱くものである。その上、A社の倒産により、約束された事業が履行されないまま今日を迎えてのことなどから、意見書・協定書がそのような事態を受けてどこまで効力を發揮するかなどにも、強い疑念を抱くものである。そのような事情から、区民として、本事業に対し前向きに協定に至る意見が出にくい状況であることを、予め申し述べたい。</p> <p>次に生活環境の保全を重視する立場から事業計画の運搬ルート変更を強く求めるものである。なお、以下の2~9までの全ての意見に対して誠意ある回答がなければ絶対反対である。</p>	(意見書①に対する見解) <p>1、東畠地区の代表者様方におかれましては、当社事業に多大なるご苦労をお掛けし申し訳なく思っております。さて、当社の参画経緯につきましては地元説明会を通じ説明をさせて頂きましたが、信頼関係の根幹にかかわることで改めてご説明をさせて頂きます。当該地につきましては、A社が一部用地を保有しその他地権者の同意を得て砂利採取事業を行なってきたこと、また、A社が倒産に至ったことはご承知の通りです。その後、南稲八妻地区におけるA社所有地は、法的な倒産処理の過程で [B氏] に所有権が移りました。当初、[B氏] は太陽光発電事業を計画されました、「電力買受側の事情」「復旧に必要な土砂の確保」など、諸問題から断念するに至ったとのことです。そこで当社が、砂利採取場跡地の森林復旧工事の相談を受け、事業判断のうえ、当事業を計画する運びとなりました。ご指摘では、「A社と東畠地区との間で締結された協定内容が履行されていない。」とのことです。A社の元社長からは「地権者と地元との約束を履行したい。」との思いから復旧工事の相談に来られたのが事実経緯です。よって、A社も「皆様方との約束を履行したい。」との気持ちであった事をお伝えするとともに、その思いを受けて、当社も前回の協定書の意思を受け継ぎ、皆様方とあらためて協定書の締結をお願いしたいと考えております。また、運搬ルートの変更を強く求めですが、当社も限られたルート比較の中から、周辺の生活環境保全や交通安全策を、特に道路幅員や交差点における信号の有無等を考慮し判断したものです。よって、現時点では本ルートが最善の運搬ルートと考えております。</p>
2、㈱スズキケンセツは信頼できる業者か？	2、当社は、大阪府と京都府の行政界にまたがる事業所（大阪府枚方市尊延寺4580番地の7他）にて、大阪府では廃掃法に基づく許認可並びに工事残土仮置きの許可を取得し、土砂販売では年間15万～20万m ³ の実績があります。また、京都府においても採石法並びに関連する森林法の許認可を取得し、土砂販売事業を30年以上に渡り続けてきた実績を持っています。これも当社が近隣住民の方々と誠意を持ってお付き合いし、信頼関係を構築してきた結果であると考えております。また、技術面でも、環境保全関連事業として、大阪府、(農)枚方畜産組合、当社、の3者にて、枚方市穂谷地区的畜産団地で同事業にながく関わってきた実績もあります。工事残土埋立処分事業につきましても、大阪府、京都府は勿論のこと、奈良県や滋賀県においてもその実績を有しており、地元の方々と話し合いを通じて信頼関係を構築したことから問題が発生したことは有りません。
3、区域付近耕作者の風評被害に対する補償対策	3、土砂搬入車両による沿道耕作者への対策は、沿道の方々の意見を伺いながら車両運行における最善策を講じたいとの考え方です。また、土砂搬入による水質、土質、水流への影響ですが、許可に伴う基準を遵守することは当然のこと、濁水発生の原因となりかねない雨天の作業は原則行いません。具体的には、防災池で一旦雨水を貯水し、泥水等が沈下した後に上水をポンプで排水します。また、水質については「下流水路や河川の水質検査」を行う事に異存はありません。農作物の風評被害に対するご指摘ですが、京都府の「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」で、3カ月毎に盛土材の土壤調査が義務づけられており、定期的な汚染の有無に関するモニタリングを行います。更に、これらの調査結果を地元に報告する事は勿論のこと、必要とあればホームページを開設する等の方法で広く世間に情報公開したいと考えております。この様に、当社としましては風評に対して客観的事実の情報公開を持って対処したいと考えております。

<p>4、不純物（土壤汚染・水質汚染）対策</p> <p>搬入土砂中の不純物の有無は最も心配されるところであるが、なかなか一般にはわかり辛い。その対策として、京都府の条例により3ヶ月に一度検査し、府へ報告すると記されている。が、3カ月間に持ち込まれる土砂はダンプカー3, 550台分の量である。それでどれほどチェック機能を発揮できるのか疑問である。そこで、抜き打ち検査や、住民（地権者、付近耕作者等）の立会いによる検査を要求したい。</p> <p>また、付近の用水や川の水についても、環境保全のために、同時に検査を実施して公表していただきたい。</p>	<p>4、汚染土壤の検査は、上記した「京都府土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」による京都府の指導に基づき適切に行い結果を公開します。また、「住民の立ち入り検査」や、「下流水路や河川の水質検査」を実施する事に異存はありません。具体的な方法等につきましては協議結果を協定書に反映したいと考えております。</p>
<p>5、交通安全対策</p> <p>先ず、この事業に関わってダンプが通行する影響は、精華町の当該区域全体に及ぶものであると指摘したい。特に、道路幅が狭い区域内においては、通行に支障を及ぼす被害が生じると予想される。東畠区にとっては、本事業区域が祝園までの通過地点にあり、その影響は避けられない。よって、次の事項を要求する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 車両の通行時間は通勤、通学時間を避けて、午前8時30分～午後5時までとしていただきたい。 2) 日曜日の他に土曜日も、付近田畠の農作業による運搬や通行を確保するため、通行を控えてもらいたい。 3) 町道祝園東畠線は道路幅が狭く、対向、追い越しできずに支障をきたすことが予想される。そこへ、時速30Km以下で走行されると、車が連なったり、対向がますます困難になることも考えられる。 そこで、回避対策として、運搬ルート変更又は車道の拡幅を行う事とし、運搬ルートは一方通行にすること。 4) 事業計画に定められた場所以外からの残土の持込みは絶対行わないこと。そのため、運行車両については、関係車両であることをはっきりと表示し、ナンバーを記した運行計画表を事前に提示すること。 5) 一般通行車両を優先し、運転マナーを守るよう努めてもらいたい。 6) 出入口、並びに搬入路の町道祝園東畠線交差点には、交通誘導員を配置し、通行の安全確保に努める。 7) 搬入計画場所から土を持ち出さないこと。 	<p>5、ご指摘のあった交通安全対策につきましては、協議を踏まえ協定書の中で明確にしていきたいとの所存です。なお、具体的なご指摘の1)～7)につきまして現状では次の考えでおります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 精華町教育委員会との協議も踏まえ、通勤、通学時間帯のAm 7:30～Am 8:30の通行は控えたいとの考えです。よって、車両の通行時間帯はAm 8:30～Pm 5:00と考えています。 2) 日曜日並びに祝日は作業を行いません。また、雨天も作業中止しますので土曜日の搬入車両運行はご了承願いたい。但し、沿道の耕作者とは農作業に影響を及ぼさないよう、事前に地元自治会並びに耕作者に運行計画を示し意見を伺いながら対策を講じたいと考えております。 3) 時速30Km運行は交通安全対策と沿道耕作者への配慮を考えた策です。また、道路の拡幅や通行規制は、道路法や道路交通法の規制があり管理者（精華町・警察）の了解が必要になり難しいと考えております。具体的な対策としては、当社保有車両は全車両に無線機を装備しており車両間の無線連絡で状況に応じた通行により、車が連なることや、対向が困難になることが軽減でき、今迄の事例として狭小部の通行においては効果を発揮します。また、運搬ルートについては、一方通行ではなく、上記の通り判断を行ったため、現状では最善のルートであると考えております。 4) 許可以外の土砂は搬入しません。また、当社としても当然のことながら他の場所から土砂の持ち込みは行いません。運行計画並びに使用車両については、事前に地元へ届け出を行うとともに識別できるように車両表示を行います。 5) 運転手に対して、運転マナーの教育を今まで以上に徹底します。 6) 出入り口と交差点には交通誘導員を配置します。 7) 土砂は搬出しません。
<p>6、被害の補償・苦情の処理</p> <p>この事業において、公害が発生した場合、またはその恐れがあると苦情がでた場合は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 直ちに操業を停止し、関係機関に届けるとともに、誠意ある事故の処理を行う。 2) また、その損害に対する補償を行う。 	<p>6、当社が原因の公害が発生した場合は、原因者責任として被害者の損害に対する補償を行います。また、その恐れがある場合は直ちに作業を停止し原因究明を行います。</p>
<p>7、中途で事業が放置された時の補償</p> <p>事業者側の理由により、万が一、中途で事業が放置された時のため、予め契約時に補償を確保したい。</p>	<p>7、当社が本事業を放置することは断じてありませんが、補償については協議のうえこれを取り決め協定書に反映します。</p>
<p>8、事業終了後の損害賠償</p> <p>本事業が終了して後、何年か経た後に、係る事業による公害や異常が発生したり判明したときは、責任と誠意を持って補償する事を確約されたい。</p>	<p>8、当社は本事業地内で可能な限り土地を保有して事業を進めたいとの考えであり、事業完了後も地権者として管理義務を負います。よって、埋め立て完了後も当社の原因による公害や異常が発生した場合は誠意を持って問題解決に対応します。</p>
<p>9、意見書提出期限後の意見については真摯に受け止め誠意を持って文章で回答すること。</p>	<p>9、可能な限りのご意見をいただき文書で回答します。また、ご意見に対する協議結果は協定書に反映したいとの考えです。なお、協定書締結後であっても誠意を持って真摯に皆様方のご意見には対応させて頂きます。</p>

<p>(意見書②)</p> <p>1、埋め戻し残土について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活を脅かす物（放射線を含んだもの、薬品等）を入れない。 2) 汚染された土、物を入れないでほしい。 3) 残土の質に問題があるので、住民が立ち入り、抜き打ち検査する。 4) スズキケンセツは産廃業者の為「残土」が心配。 地下水に汚染物が浸み出せば、精華町の飲み水に入る危険。 5) 大阪の残土は、大阪で処理すべき。 <p>2、現地の状況について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 池のように溜まっている水をどうのが。 2) 現地では、水が漏れだして農道が荒れた。土も崩れた。 3) 境界を明示してほしい。地権者、関係者に現地での立会説明会をしてほしい。 <p>3、盛土について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 盛り上げるほど、埋め立てる必要ない。平坦までよい。 2) 盛土が、流れ出さないか。 3) 当初の状態に戻してほしい。 4) 当初の、A社との契約の通りにしてほしい。 	<p>(意見書②に対する見解)</p> <p>1、について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本事業は「京都府土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」により、京都府の指導のもと、法令を遵守しないでいます。当社としても搬入土砂には懸念されるようなものは一切含みません。 2) 上記同様に一切含みません。 3) 「住民の立ち入り検査」は実施する事に異存はありません。方法については協議のうえ協定書に反映します。 4) 当社は、大阪府から廃掃法に基づく許認可、並びに工事残土の仮置き許可を受けた業者です。また、年間15万～20万m³の改良土砂販売の実績から土に関しては高い専門性を持っています。今回、埋め立てに用いる工事残土は、受け入れ時に土壤汚染調査済みの工事残土で、産業廃棄物の混入に関しても厳しく管理しています。更に、京都府の条例に基づき、土壤汚染はもとより廃棄物混入の有無についても盛土材を管理することから、廃棄物が含まれるようなことは一切ありません。また、地下水汚染を危惧されていますが、上記の通り、盛土材を厳しく管理することから地下水汚染の原因となるものは含みません。 5) 残土は行政界を超えて広域的に処理されており「大阪の残土」という分類はありません。また、京都府内から発生した残土が大阪府に持ち込まれるケースもあります。本事業では、大阪府に仮置きしている残土を京都府に持ち込むケースであり、大阪府で必要な許可を取得して仮置きしており、京都府でも必要な許可を取得して搬入します。 <p>2、について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 防災池の水をご指摘と思いますが、この池は防災機能として降雨時に一旦雨水を貯留し泥水等が沈下したあとの上水のみをポンプで排水する事で、下流域への「土砂流出防止機能」並びに「雨水の流出抑制機能」を有しています。現在溜まっている水については排水して空池の状態にしておくことで、降雨時に一定量の雨水を貯留できる事から防災池としての機能を持ちます。 2) 当社は本事業地周辺の地権者並びに耕作者と現地立会のもと、復旧が必要な個所の確認を行い、復旧計画を提示し了承をいただいたうえで、工事残土の搬入までに復旧工事を完成させます。 3) 当社は本事業地と周辺用地との境界が未確定な個所については、周辺地権者の立会いのもと速やかに境界明示を行います。また、地権者並びに耕作者に対しては現地において説明会を実施いたします。 <p>3、について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当計画は、当社の事業所（大阪府枚方市尊延寺4580番地の7）において、仮置されている工事残土をもちい砂利採取跡地を埋め立て森林復旧するものです。この事で、砂利採取事業で切り取られた危険な個所（がけ等）をなくし防災上の安全を確保します。また、盛り上げる計画高さですが区域内で最も高い南側崖の天端高さを基準に盛土高を計画しています。 2) 当計画では、法面勾配は1:1.8とし盛土の安定勾配φ=30°を確保し、法高さ5m毎に幅1.5mの小段を設け排水溝（T-240）を設置します。また、法面表土が流出しないように盛土を施工した箇所から順次植栽・法面緑化を行います。 3) 「当初」の意味は砂利採取前の山の状況と考えられますので、上記した様に山の形状をつくる為に盛土を行い、施工した箇所から順次植栽・法面緑化を図ることで山林に復旧します。 4) A社との協定内容をベースに、地元との協議を踏まえ、協定書に反映させていきたいと考えております。
---	---

4、交通について

- 1) 95台/日の通行量が問題。排気ガス、振動等。
- 2) 搬入ダンプが、いかなる場合においても、南稲集落内を通るな。危険。
- 3) ダンプカーに、目で見てわかる「横断幕」等、印を付ける。
- 4) 制限速度以下で走ってほしい。

5、地権者に何故話が無いのか。「スズキケンセツ」からも「行政」からも。地権者及び業者を入れた説明会を開くべき。

6、持ち込み残土量及び質、(現地検査員)、交通量の監視員を設ける。
共に第3者で。

7、「協定書」には、区、業者、町、府の4者で協定を結ぶべき。

8、工事期間が長い。「約5年」では問題がいろいろ発生する。

9、全体集会の時、行政、業者も同席してもらうこと。

別紙2枚目

(境界区域の地権者よりの意見)

1、平成26年8月5日、現地の様子を見学したものの意見(感想)

現地の生態系を元に戻す。もうすでに数ヶ所で生態系の回復が見られる。しかし、自然回復とは、50年～100年の歳月が必要。現代社会においてその年月は無理。

2、新しい事業者へのお願い

- 1) 森林回復よりも先に、残土を運ぶ前に『排水関係の設備を徹底』してほしい。これらの土地の山裾はりっぱな、田・畑のあることを忘れないで欲しい。
- 2) A社は最低、無責任極まりない。新しい業者による一切の活動は、業者の良心を持つよりない。

4、について

- 1) 搬入車両の運行については事前に運行計画を作成し地元自治会に届けます。また、ご指摘のある「排気ガス」「振動等」については、周辺環境への配慮として「町道祝園東畠線通行時の速度30km制限」「通勤・通学時間帯を避けた車両運行」「車両に装備した無線機を使っての円滑な交通誘導」、更には、事業計画に示したように「車両の1セット5台でのフォーメーション運用」で通行車両の分散化を図ります。日当たり運行車両台数(95台/日)はこの様な対策を踏まえ判断しました。
- 2) 集落内の道路を通行する事はありません。
- 3) 当社の運行車両は運行計画と共に事前に自治会に届け出るとともに、車両には㈱スズキケンセツである事と、本事業の関係車両である事の識別表示を行います。
- 4) 公道においては制限速度を遵守し安全運転に努める事は勿論のこと、町道祝園東畠線での車両運行速度は30Kmで計画しています。

5、当社としまして、A社の土地を購入されたB氏より「地権者への説明は終えている」との事により、地元自治会の皆様に事業計画の説明をさせて頂きました。今後は、地権者の皆様はもとより地元自治会の皆様に対しても、開発事業者が責任を持ってより深く本事業をご理解いただくために今後も地元説明会を開催したいと考えております。また、本事業は公共事業でないため、当社が責任を持って進めていきますが、具体的な開催方法につきましてはご協力のほどよろしくお願い致します。

6、当社は府の条例に基づく検査はもとより、独自の監視員を設置することについても今後協議をしていきたいと考えております。

7、本事業は公共事業ではありません。よって、協定書は原則当事者間(地元区と事業者)で締結するものと考えます。

8、搬入土量(約70万m³)の根拠である盛土計画は上記した通りであり、生活環境への配慮から特に町道祝園東畠線の負荷を軽減するために、当社が保有する運搬車両の約半分(15台)を本事業にあてるものとし、日当たり運行車両台数を95台/日としました。日当たりの負荷を軽減するために運搬車両を減らすことは、結果として工事の長期化につながり、今回、約5年の工期としました。今後、工事期間と日当たり運行台数については協議を踏まえ協定書に反映させていきたいと考えております。

9、当社は皆様方により深く事業をご理解いただくためにも説明会を開催したいと考えており、今後の開催方法等につきましては協議させて頂きます。なお、本事業は公共事業でないため当社が責任を持って進めていきます。

意見書②の別紙

(境界区域の地権者よりの意見に対する見解)

1、本事業は、盛土を施工した箇所から順次植栽・法面緑化し早期の森林復旧を目指しています。

2、について

- 1) 当社は本事業地周辺の地権者や耕作者と現地立会のもと、排水路の整備は勿論のこと万全な防災対策を講じ、周辺関係者のご了承をいただくまで建設残土は搬入しません。
- 2) 説明が足りない点については、説明会を開催する等、信頼関係を築いていきたいと考えております。

<p>(意見書③)</p> <p>1、環境面への影響</p> <p>1) 残土による埋め立てと聞くが、土壤汚染された土砂の搬入が心配される。よって、搬入前の搬入土の土質試験については、公的機関による検査（サンプリングを含む）を定期的実施し、近隣自治会（東畑、南畠八妻）へ報告のすること。又、現地にボーリング孔を設け、地下浸透水の水質検査を同様に実施し、同じく報告すること。</p> <p>2) 当該現場より排水される雨水等は、全て煤谷川へ放流されると思われるが、煤谷川下流では、二つの水利組合が農業用水として取水しており、上記の水質保全は勿論のこと、放流水の汚濁が無いよう現地内に沈砂池等の施設を設けること。</p> <p>2、交通面の影響</p> <p>搬入路計画で精華一枚方線（府道）、祝園東畑線（町道）は完全二車線の道路では無く、部分的には普通車の離合もままならない箇所もある。町民の生活道路の為、1日95台の搬入計画、往復で190台の大型ダンプ往来では、現状の道路では、交通障害を招くばかりか、交通事故の危険が格段に増す恐れがあり、道路拡幅等の抜本的な対策が必要と考える。明確な交通安全対策を計画立案すると共に遂行する事。</p> <p>3、当該事業計画の影響範囲の認識について</p> <p>（ ）より出された意見等に対して万全な対策を実施すること。又、上記の環境面、交通面での影響範囲は、先に記した理由により、京都府より示された対象自治会の範囲に収まらない。よって、以下の範囲を対象自治会として、自治会、水利組合等（会長及び三役の範囲）への説明会の実施を求める。尚、当該説明会には、京都府関係部署、精華町関係部署の職員を立ち合わせること。</p> <p>(1) 環境面の影響 東畑 南畠八妻 下畠水利組合 菅田水利組合</p> <p>(2) 交通面の影響 東畑、南畠八妻、旭、僧坊、谷、北畠八間、祝園西一丁目、植田、精華台一丁目、精華台二丁目、精華台一丁目トチノキ、精華台二丁目、精華台二丁目イングス、精華台アズ・マニッシュ、コート、精華台三丁目、精華台四丁目、精華台五丁目、光台四丁目、光台五丁目、光台六丁目、光台七丁目、光台八丁目、光台九丁目、その他参加を求める自治会</p>	<p>(意見書③に対する見解)</p> <p>1、について</p> <p>1) 搬入土砂の土壤汚染状況調査は、「京都府土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」による京都府の指導のもと、発生土砂の調査と、埋立地における3ヶ月毎の調査が実施されます。具体的にはサンプリング手法（頻度）も規定されており、信頼できる機関で調査の予定です。なお、調査報告書は府への提出が原則ですが、地元自治会（東畑・南畠八妻）へも協定書を締結し情報開示する事を約束します。また、地下水への影響については検査孔を設け定期的に水質検査を実施しこれについても情報開示する予定です。</p> <p>2) 京都府の林地開発基準に基づく防災池を設置します。防災池は、沈砂機能を有しており所定の沈砂容量を確保しています。また、流出抑制機能としては、技術基準に基づく容量を保水する機能を有しています。また、排水についてはポンプ施設による強制排水として、濁水を一旦沈砂した後の上水のみを排水する計画です。なお、当社は上記した対策を講じることより農業用水への影響はないものとの考えです。</p> <p>2、について</p> <p>搬入車両運行について、生活環境に影響を及ぼす範囲としては京都府との協議を行い町道祝園東畑線の一部区間を想定しています。一部狭小な幅員区間もあり、今後、地元（東畑・南畠八妻）とは、上記した通り、工事期間と日当たり運行台数について協議を踏まえ協定書に反映させていきたいと考えております。また、通学路との関係から精華町教育委員会等との協議も予定しており、交通安全対策並びに沿道の生活環境にも十分配慮した計画とする所存です。なお、精華一枚方線についても発生交通量から想定される問題を道路管理者や警察と協議いたします。</p> <p>3、について、</p> <p>ご承知の通り、当該地は倒産したA社が行った土砂採取場の跡地です。土砂採取事業も本事業同様に法律や条例に基づく許可を取得し行われた事業であり、この事業における地元周知範囲を参考にして、東畑・南畠八妻の2地域を「生活環境に影響を及ぼす範囲」と決定し、この事については京都府と協議を踏ました結果です。東畑・南畠八妻の2地域については、今後協議を踏まえ、協定書に反映していきたいと考えています。当社が任意に事業紹介を行った精華台と光台の各自治会からは貴重なご意見を頂き今後の参考にさせて頂きます。なお、ご意見を頂いた自治会へは後日書面にて回答させていただく予定です。また、本事業は公共事業ではないため、必要な説明会等は当社が責任を持って進めています。</p>
--	--